

重 要 事 項 説 明 書

本事業所は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）第 4 条第 2 項及び第 3 項に基づき、保護者に説明すべき重要事項を次のとおり説明します。

第 1 事業者及び事業所

事 業 者 名 称	社会福祉法人 鳴海福祉会
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市緑区滝ノ水一丁目 301 番地
代 表 者 職 氏 名	理事長 近藤 寛
事 業 の 種 類	一般型乳児等通園支援事業
事 業 所 の 名 称	ヒルズっこ
事 業 所 の 所 在 地	名古屋市緑区元徳重一丁目 5 0 5 番地 (ヒルズウォーク徳重園内)
管 理 者 氏 名	本田 香織
電 話 番 号	0 5 2 - 8 9 3 - 6 8 1 1
F A X 番 号	0 5 2 - 8 9 3 - 6 8 1 1

第 2 事業の目的・運営方針

ヒルズっこ（以下、「本事業所」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及びなごや子どもの権利条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり、本事業所を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）に対し、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境を把握するための面談、保護者に対する子育てに関する情報の提供、助言その他の援助を行い、利用乳幼児の健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 本事業所は、利用乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用乳幼児の意思及び人格を尊重して本事業を提供するよう努めます。
- (2) 本事業所は、本事業に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、事業所における環境を通して、適切な遊び及び生活の場を提供します。
- (3) 本事業所は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

第 3 利用定員

受入年齢	0 歳、1 歳
利用定員	1 時間当たり 3 人

第4 職員の配置及び勤務体制

本事業所では、名古屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例その他関係法令を遵守し、利用乳幼児の年齢及び人数に応じて、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員 数	備 考
保育士	2 人	内、責任者が 1 人、本体施設との一体的運用により配置する職員が 1 人

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。（令和 8 年 10 月 1 日時点）

※ 事業の実施時間中は、利用乳幼児の人数及び利用状況に応じて、必要な職員をローテーションにより配置します。

第5 事業を実施する日、時間

事業実施曜日	月曜日～金曜日のうち週 1 日 （予約状況により同週内で振替あり）
開所時間	9：30～15：30
提供しない日	土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで、その他事業者があらかじめ定める日

第6 提供する乳児等通園支援の内容

本事業所は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、乳児等の心身の状況等に応じて、各号に定める支援の提供を適切に行います。

適切な遊び及び生活の場	利用乳幼児一人ひとりの発達過程、心身の状況及び生活リズムに応じ、安全で衛生的な環境の下で、情緒の安定を図るとともに、基本的な生活への支援及び年齢・発達に応じた遊びの機会を提供する。
実施方法	一般型（在園児合同型（専用室なし））
対象年齢	0 歳 6 ヶ月～2 歳（満 2 歳に到達後最初の 3 月 31 日）まで
事業の利用方式	定期利用又は柔軟利用
給食等の提供及び提供方法	外部搬入又は本人持参
特別な支援が必要な場合の対応	・ 障害児の受入について 障害児の受入れについては、事前面談等により、利用乳幼児の心身の状況、こどもの特徴及び保護者の意向を把握し、当該利用乳幼児の障害の特性に応じた対応が可能な職員配置その他の体制を確認した上で、保護者及び市町村と連携して行うものとする。 ・ 医療的ケア児の受入について 本事業所は、医療的ケアを安全かつ適切に実施するために必要な職員配置その他の受入体制を確保していないため、医療的ケア児の受入れは行わない。

第7 利用料金

(1) 利用料

お子様1人につき以下の料金をお支払いいただきます。

区 分	料 金 (子ども1人1時間あたり)
一般	900円
生活保護世帯	600円
市民税所得割額77,101円未満の世帯・ 要保護児童対策地域協議会登録児童のいる世帯等 のうち、利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯	700円
超過料金	1500円

※ 利用料の設定理由

本事業所は、良質な乳児等通園支援事業を提供するため、一人ひとりの年齢や発達、生活の様子などを丁寧に確認し、安心して過ごせるよう、必要な職員体制の確保を行うものとする。

これらの体制及び環境を継続して確保するために必要な費用を踏まえ、利用料を上記の通りとしております。

(2) 実費に係る利用者負担

区分	内容、負担を求める理由及び目的	負担額
食事の提供	主食及び副食の提供に要する費用	1食あたり300円

第8 利用の終了に関する事項

利用乳幼児が、次に該当する場合は、事業の提供を終了するものとします。

- (1) 利用乳幼児が満2歳に達した日の属する年度の末日を経過したとき
- (2) 利用乳幼児が、保育所等を現に利用することとなるなど、乳児等支援給付認定に係る要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他、本事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき。

第9 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

利用乳幼児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

医療機関の名称	かみさわクリニック
医 師 名	鈴木 眞砂
所 在 地	名古屋市緑区神沢一丁目2007番地
電 話 番 号	052-877-6647

(2) 施設賠償責任保険

本事業所では、東京海上日動火災保険㈱の「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」に加入しております。万一の事故等の場合は本保険制度に応じて補償させていただきます。

第 10 非常災害対策

暴 風 警 報 発 令 時	・午前 6 時現在、名古屋市域に暴風警報が発令され、継続が見込まれる場合は、利用を見合わせていただくよう保護者に依頼します。 ・利用中に発令された場合は、管理者の判断により安全確保を行い、必要に応じて保護者に迎えを依頼します。
警 戒 レ ベ ル 3 高 齢 者 等 避 難 発 令 時	・利用乳幼児の安全確保を最優先に対応します。 ・状況に応じて、保護者への迎えの依頼、避難場所への避難、利用の見合わせを行います。
警 戒 レ ベ ル 4 避 難 指 示 発 令 時	・原則として利用を休止します。 ・利用中に発令された場合は、保護者に迎えを依頼し、必要に応じて避難場所へ避難します。
特 別 警 報 発 令 時	・原則として利用を休止します。 ・利用中に発令された場合は、保護者に迎えを依頼し、必要に応じて避難場所へ避難します。
南 海 ト ラ フ 地 震 に 関 連 す る 情 報 (臨 時)	・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、名古屋市の取扱い及び施設所在地の状況を確認し、利用乳幼児の安全確保を最優先に対応します。 ・必要に応じて、利用の休止、保護者への迎えの依頼、避難場所への避難等を行います。
避 難 訓 練	・毎月 1 回以上、避難訓練を実施します。 ・必要に応じて、風水害、地震、津波等を想定した訓練を実施します。
非 常 災 害 用 備 蓄	・利用乳幼児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

第 11 防犯、事故防止のための措置

本事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

第 12 虐待の防止のための措置

本事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよ

う努めるものとする。

第13 苦情等の受付について

本事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓口の設置場所	名古屋市緑区元徳重一丁目505番地
連絡先	052-893-6811
苦情解決責任者	管理者 本田 香織
苦情受付担当者	管理者 本田 香織
受付時間	月曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後17時30分まで ただし、休園日及び年末年始を除く。

第三者委員

第三者委員	竹内 清 黎明保育園 園長
連絡先	052-811-7052

第14 キャンセルの取扱い

本事業所におけるキャンセルの取扱いは、名古屋市乳児等通園支援事業の利用に関するキャンセルポリシーに基づくものとします。

利用時間枠については、利用日当日の午前0時より前にキャンセルした場合は減算せず、利用日当日の午前0時以降のキャンセル又は無断キャンセルの場合は、予約時間分を減算します。

利用料及び給食費等の実費費用については、利用日前日の午前0時以降のキャンセル又は無断キャンセルの場合に、予約時間分を徴収することがあります。

※この重要事項説明書の内容は、令和8年8月現在の情報です。